

陽北中学生徒指導だより

文責 山田辰哉

R3.11.19 NO.9

2学期になって生徒会は、生徒会長や各委員長を2年生が務める新体制となりました。「現状打破！より輝く陽北中へ」を掲げる生徒会長を中心に、前期の素晴らしい生徒会活動を継続、そして発展させるべく頑張って活動しています。

前期の生徒会では「生活のきまり」についての変更をしましたが、2学期も引き続き、より良い学校生活を目指すために、積極的に生徒たちが意見を出し合って、早速様々なことを検討しています、

生活のきまり検討について ○ パート 2 ○

先日も、生活委員会から「登下校中のウインドブレーカー着用について」と「ひざ掛けの使用について」の2つが検討内容として中央委員会に提出されました。これらは、生徒から意見が上がったもので、生活委員会でも協議の結果、中央委員会に提出となった内容でした。これらを中央委員会で長時間検討した結果、『きまりを守って着用・使用するのであれば変更を認めていきたい』となりましたので、中央委員会でいろいろ出た意見をもとに生徒指導主事を中心に、教員の生徒指導部会、校務運営委員会、職員会議で検討し、以下のようなきまりを決めた上で変更をすることとなりました。

【 登下校中のウインドブレーカーの着用について 】



部活動の加入に関係なく、きまりを守った上で、登下校中に、制服の上にウインドブレーカー（上着のみ）を着用してもよいとする。（基本的に着なくてもよいし、今まで通りスクールコート等で対応してもよい。）

もしスクールコートの代わりに、制服の上にウインドブレーカー（上着のみ）を着用する場合、

- ① 「登下校時のみ」とする。教室入室後には、ウインドブレーカーを脱ぐ。下校時に着用する場合は、帰りの会終了後に着用する。
- ② 部活動でウインドブレーカーを着用している場合は、基本的にそのウインドブレーカーを着用する。それ以外でウインドブレーカーを着用する場合は、柄・色などは、「部活動のウインドブレーカーに準ずるもの」とする。
- ③ ジャンパー・ベンチコートは禁止。
- ④ ウインドブレーカーは、フリースーの上に着る。（フリースーを着ずにウインドブレーカーを着ることはしない。）
- ⑤ 学校に着てくるものであることから、汚れたり、傷がついたりする可能性があることをふまえて着用する。管理は自己責任で行う。

以上のきまりを守って着用することとする。

【 ひざ掛けの使用について 】

ひざ掛けは、きまりを守った上で使用してもよいとする。



ひざ掛けを使用する場合、

- ① 廊下や移動教室には持って行かず、「自教室内のみ」の使用とする。
- ② 色柄は、授業に支障のないものとし、「華美でない、目立たないもの」とする。
- ③ 保管場所については、

放課後：ロッカーの中に必ず入れる。

使用していない時間：椅子の座る部分にしっかりとたたんで置くか、ロッカーに入れる。

清掃直前・清掃中：ロッカーの中に入れるか、机と上げた椅子の間にたたんで置くようにし、清掃の邪魔にならないように考えて保管する。

- ④ 基本的にひざ掛けでの用途以外は認めない。(体に巻く、肩にかける、振り回す、布団代わりにする、机の上に載せて枕代わりにする等は禁止)

- ⑤ 防寒対策をした上で、それでも寒い場合に使用する。**

(例：ハーフパンツなのに、ひざ掛けをする等 … まずはジャージなどを着用する。)

- ⑥ テスト中の使用は認めない。** **以上のきまりを守って使用することとする。**

以上、2つの変更がありましたので、報告致します。また変更についての理由や中央委員会での協議内容等は、紙面上の制限もあることから、今回の生徒指導だよりに追加する形で陽北中 HP に掲載したいと思います。詳細を確認したい場合はそちらをご覧ください。

現在、少しずつではありますが、陽北中の生活のきまりが変更されています。しかし、これらはなんでもかんでも変更しているわけではありません。生徒の意見を丁寧に精査し、その中から生徒の becoming になるもの、生徒の学校生活がより良くなるものを各委員会や中央委員会で検討を重ねて決めています。検討会では、教員が決める条件よりも、生徒自身が厳しい条件を付けて変更を認めていくこともありますし、もちろん正当な理由から否定的な意見が出ることもあります。時には、検討会に参加した教員が驚くような意見が出ることもあります。それらをみんなで長い時間をかけながら、悩み、話し合い、考え、相談し…いろいろなことを想定しながら決めています。生活のきまりの変更の裏側には、そんないろいろな生徒の努力や想いがあるのです。

生活のきまりが年度の途中でいろいろと変更になるので混乱する！！……………わかります。

生活のきまりが変更になるのはいいけど、条件が多くない??……………わかります。

生活のきまりを守るってすごく大変！！……………わかります。

しかし、「陽北中をより素晴らしくしていこう！」「陽北中生の学校生活をより良いものにしていこう！」と、陰ながら頑張っている人もたくさんおられますので、今以上に自分たちできまりを守るように、みんなで声を掛け合いながら、温かい雰囲気とメリハリの中で学校生活を送れるようにしていってほしいと思います。

今回の変更についての詳細になります。以前のルールについてや、変更の理由、中央委員会で検討された内容などが含まれています。

【 登下校中のウィンドブレーカーの着用について 】

《 変更前の生活のきまり内の内容 》

「コートの代わりとして、制服の上から上着のみ部活動のウィンドブレーカーを着用することができる。その場合は、部活動単位でそろっていることとする。部活動単位でそろっていないところは、スクールコート、ダッフルコートを着る。」

《 変更理由 》

このきまりだと、部活動に入っていない人は、スクールコートまたはダッフルコートを購入して着るか、寒くても何も制服の上に着られないということになってしまう。また3年生になりサイズが変わって部活動のウィンドブレーカーが着られなくなった時に、制服の上に着るものがなくなってしまうことも考えられる。また、コロナ禍において、体調管理や洗いやすい等の健康面・衛生面の観点から、制服の上にウィンドブレーカーを着用することを、昨年度認めた。今年度も認めてほしいと言う声が生徒からも保護者からもあったため。

《 中央委員会での検討内容 》

- ① 制服の上にウィンドブレーカー（上着のみ）を着てもよい時間について指定
→ 「登下校時のみ」とする。教室入室後には、ウィンドブレーカーを脱ぐ。
- ② 高価なものはよくない（値段の設定）→ 値段の設定は各自判断。
→ あくまでも学校に着用してくるものであることから、汚れたり、傷がついたりする可能性があることを考えるように促す。
- ③ 部活に所属していない生徒用の学校指定ウィンドブレーカーを導入してはどうか？
→ 品質・値段を考えたり、販売の方法を考えたりすると、そこまで登下校のみに着用するものに手間やお金をかけることはできない。

この内容を踏まえ、教員の生徒指導部会、校務運営委員会、職員会議で検討を再度行い、添削したものが、今回変更になったきまりとなりました。

【 ひざ掛けの使用について 】

《 変更前の生活のきまり内の内容 》

「コートの代わりとして、制服の上から上着のみ部活動のウィンドブレーカーを着用することができる。その場合は、部活動単位でそろっていることとする。部活動単位でそろっていないところは、スクールコート、ダッフルコートを着る。」

《 変更理由 》

コロナ禍において、換気を常時しなくてはならず、教室内が暖房でも温まりにくい状況が起き、寒いという声が生徒から多数あったため。また、暖房の設置場所の関係で、教室内が場所によって温かさが異なるという意見があったため。

《 中央委員会での検討内容 》

使用に否定的な意見もあったが、きまりを定めた上で使用しても良いのでは？となった。

- ① 移動教室や廊下には持って行かず、「自教室内のみ」の使用とする。
 - 理科室や技術室などで、引火したり、道具に引っかかったりして危険であるため。
 - 美術室などで、汚れてしまう（他人のものを汚してしまう）可能性があるため。
- ② 色柄は、授業に支障のないものとし、「華美でない、目立たないものとする。」
 - 派手なものだと授業に集中できない可能性があるため。
- ③ 保管場所をどうするか。
 - 保管場所については、
放課後：ロッカーの中に必ず入れる。
使用していない時間：椅子の座る部分にしっかりとたたんで置く。
掃除直前：机と上げた椅子の間にたたんで置くようにする。
- ④ 使い方について
 - 基本的にひざ掛けでの用途以外は認めない。
(体に巻く、肩にかける、振り回す、布団代わりにする、机の上に載せて枕代わりにする等は禁止)
 - 防寒対策をした上で、それでも寒い場合に使用する。
(×ハーフパンツなのに、ひざ掛けをする等)

この内容を踏まえ、教員の生徒指導部会、校務運営委員会、職員会議で検討を再度行い、添削したものが、今回変更になったきまりとなりました。